

第 164 号		
発行日 2026. 3. 9		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

申 7 号 宇都宮支店廃止に関する申し入れ

第 2 回団体交渉

3 月 9 日 9 時半より本社会議室において、申 7 号について回答を受けました。

宇都宮支店廃止に関する申し入れ（JR 東労組バス関東申第 7 号 2026.2.6）に対する回答

2026 年 3 月 9 日

ジェイアールバス関東株式会社

1. 宇都宮支店を廃止する理由と経営上の必要性・合理性があることの根拠及び廃止までのスケジュールを示すこと。また、廃止後の事業再編計画を明らかにすること。

回答）宇都宮支店は、宇都宮ライトレール開業以降、沿線自治体からの補助金の交付を受けることで管轄路線の維持を図ってきたところであるが、一部の補助金が終了し、今後も支援を受けられる見通しが立たないことから、事業運営の継続は困難との判断に至り、2026 年 3 月 31 日の営業終了をもって廃止するものである。

2. 宇都宮支店廃止に伴い組合員・社員に丁寧な説明を行い、転勤等を命ずる際は、本人希望と家庭状況を最大限考慮すること。また、転勤等対象者の選定に当たっては、公平かつ厳正に取り扱い、恣意的な選定は行わないこと。

回答）全社員に対し、社員懇談会や個人面談において説明を行い、また、支店廃止後の配属先等についても、本人の意向を個別に確認しながら進めてきたところである。

3. 事業所の再編・廃止等は組合員の労働条件等に大きく関わる事から、今後は、事前に労働組合に対して提案を行うこと。

回答）2026 年 1 月 26 日に貴側への説明を行ったところである。今後についても貴側と締結している「労働条件に関する協約」（平成 5 年 10 月 1 日締結）に則り対応していく。

会社の情報提供が遅く、社員に不安が広がったことを指摘。会社は、行政決定前の周知には限界を述べつつも、不確定な不安からの退職者が出る事は本意ではないとして、今後はさらに丁寧に進めることを双方で確認した。

J R バス 関東 で働く仲間を一つに！